

## (2) 旅客の保護

旅客自動車を運転する場合は、とくにつぎのことを守り旅客の保護にあたりましょう。

- ① 病気や疲れ、睡眠不足、天災などの理由により安全運転ができないおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ること。
- ② 運転中、重大な故障を発生したときや、重大な事故が発生するおそれがあるときは、ただちに運転を中止すること。
- ③ 坂道で車から離れるときや、危険な場所を通過するときは、旅客を降ろすこと。
- ④ 故障などのため踏切内で動かなくなったときは、すみやかに旅客を誘導して退避させるとともに、発炎筒などで列車に合図をすること。



退避させる過程での二次災害にも注意しましょう。

- ⑤ 業務を交代するときは、道路や車の状況について申し継ぎをすること。  
申し継ぎを受けた運転者は、ハンドル、ブレーキなどの機能について点検すること。
- ⑥ 乗降口のドアは、停車を確認した後で開き、また確実に閉めてから発車すること。
- ⑦ ガソリン、灯油、塩酸などで危険な状態の物品を持っている者を乗車させないこと。
- ⑧ 事故が起きたときは、応急救護処置や遺留品の保管など負傷者の保護にあたること。



### ちょっと注目

事故のときのその他の措置…

天災や事故によって旅客に死者や重傷者が出たときは、すみやかにそのことを家族に通知しなければなりません。